

十島村公告第24号

平成29年4月1日から十島村水産物処理施設（中之島水産加工施設）の管理運営を代行する指定管理者を次のとおり募集する。

平成28年12月19日

十島村長 肥後正司



十島村水産物処理施設（中之島水産加工施設）指定管理者募集要領

1 対象施設の概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 名称 | 中之島水産加工施設 |
| (2) 所在地 | 十島村中之島79番地 |
| (3) 構造 | RC造 2階建 1棟 92.75 m ² |
| (4) 施設内容 | 水産加工施設 |

2 業務の範囲

(1) 業務内容

- ① 水産物処理施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- ② 水産物処理施設利用の許可に関すること。
- ③ 利用料金の收受及び決定に関すること。
- ④ 前各号に掲げる業務に付随すること。

(2) 関係法規等の遵守

- ① 十島村水産物処理施設の施設及び管理に関する条例・同規則
- ② 十島村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例・同規則
- ③ 十島村個人情報保護条例・同規則
- ④ 十島村情報公開条例・同規則
- ⑤ 地方自治法・同施行令

(3) 管理経費

- ① 水産物処理施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ② 水産物処理施設の管理運営上における「光熱水費（電気、水道、ガス）・消耗品費・塵芥処理」は指定管理者の経費とする。
- ③ 施設及び設備の改修費用については、費用が100,000円をこえる場合に村要綱生産施設整備補助金交付要綱に基づき、指定管理者が（1/4）、村（3/4）の双方の経費とする。に村要綱生産施設整備補助金交付要綱に基づき、指定管理者が（1/4）、村（3/4）の双方の経費とする。

- ④ 災害等による被害については、村加入の損害保険料で対応し、保険料で補てんできないもの又は、その差額について、村要綱生産施設整備補助金交付要綱に基づき、指定管理者が（1/4）、村（3/4）の双方の経費とする。
- ⑤ 建物の損害保険料については、村が負担する。

3 利用料金

水産物処理施設の利用料金については、設置条例第7条に定める範囲内とし、指定管理者が村長の承認を得て定めるものとする。

4 指定の期間

指定管理者としての指定の期間は、平成29年4月1日から5年間とする。

5 申請できるものの資格

- (1) 法人等及び任意団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (2) 申請する法人等は、次のすべての要件に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行なう能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を有しない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本村における一般競争入札等の参加制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
- (3) 法人等の団体の人数の数、その他の経営の規模及び能力があること。
- (4) その他村長等が指定管理者として指定することが適当であると認めた者。

6 申請受付期間

- (1) 受付期間
平成28年12月19日から平成29年2月10日まで。ただし、土、日及び休日は除く。
郵送等の場合には、最終日の午後5時までに必着のこと。
- (2) 申請書類
 - ① 指定管理者指定申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 管理に係る要因配置計画書
 - ④ 管理に係る収支計画書
 - ⑤ 経営状況を説明する書類

- ⑥ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ⑦ 地方税及び国税の納税証明書

7 選定の基準

(1) 審査

指定管理者の選定にあつては、指定管理者審査委員会にて審査する。

(2) 審査基準

- ① 利用者の平等かつ安全な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られ、施設の効用を最大限に発揮できるものであること。
- ② 施設の適切な維持管理が図られるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- ④ 十島村の特性を十分認識し、施設の管理運営上、村長が特に必要と認めるものであること。

(3) 審査結果

平成 29 年 2 月下旬を目処に通知する。

8 指定管理者選定後の手続き等

(1) 指定の決議

指定管理者の指定に関する事項について、平成 29 年第 1 回定例村議会の議決を経て指定管理者として指定する。

なお、議会の議決が得られない場合は、指定管理者としての指定はできない。

(2) 指定の取消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除するものとする。

(3) 協定書の締結

指定管理者としての指定を行った後、管理に係る細目的事項、村が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、村と指定管理者は、協定を締結する。